

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

株式会社NTTドコモ

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第 34 条第 6 項に基づく報告書)

事業年度 自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

総務大臣 殿

2020 年 6 月 30 日提出

会 社 名 株式会社NTTドコモ

代表者の役職氏名 代表取締役社長 吉澤 和弘 ㊞

本店の所在の場所 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

電 話 番 号 (03) 5156-1111

連 絡 者 経営企画部 企画調整室 担当部長 柳澤 隆治

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

名 称 本社

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としている。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成している。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年総務省令第 24 号。以下「接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしている（以下「財務会計」という。）。

接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）においては、現在、財務会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、営業費用については、作成が義務付けられている移動電気通信役務損益明細表を基に、財務会計の勘定科目（営業費、施設保全費、減価償却費等）に分けて整理を行い、固定資産については、第二種指定電気通信設備接続会計規則を基に、設備区分ごとに役務の種類に分けて整理を行っている。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当なし。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成している。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 個別注記表
- (4) 役務別固定資産帰属明細表
- (5) 移動電気通信役務収支表

5 計算結果証明報告の紹介

接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領している。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当なし。

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記については、次のとおり接続会計財務諸表のうち役員別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役員収支表の監査報告書を会計監査人から受領している。

また、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表に対する監査報告については、下記の公開ホームページ（第 29 回定時株主総会招集ご通知に際して提供した計算書類）を参照。

<http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/event/meeting/index.html>

第 29 回定時株主総会招集ご通知に際して提供した計算書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法に基づき作成。

なお、第三部 接続会計財務諸表における貸借対照表については、有形固定資産に取得価額及び減価償却累計額を記載。

個別注記表については、貸借対照表に関する注記の有形固定資産の減価償却累計額及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載していない。

独立監査人の監査報告書

2020年6月16日

株式会社NTTドコモ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 宏高 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中根 正文 ㊞

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号、以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、株式会社NTTドコモの第29期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の接続会計財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、個別注記表、役務別固定資産帰属明細表及びその注記並びに移動電気通信役務収支表及びその注記のうち、役務別固定資産帰属明細表及びその注記（以下「固定資産帰属明細表」という。）並びに移動電気通信役務収支表及びその注記（以下「収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の固定資産帰属明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「固定資産帰属明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－固定資産帰属明細表及び収支表の作成の基礎

固定資産帰属明細表の注記事項1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準並びに収支表の注記事項1. 移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準に記載されているとおり、固定資産帰属明細表及び収支表は、株式会社NTTドコモが第二種接続会計規則第9条の定めにより総務大臣に提出するために、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

株式会社NTTドコモは、上記の固定資産帰属明細表及び収支表のほかに、2020年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2020年5月12日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2020年6月16日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

固定資産帰属明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における配賦整理書に準拠して固定資産帰属明細表及び収支表を作成することにある。また、固定資産帰属明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない固定資産帰属明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

固定資産帰属明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき固定資産帰属明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

固定資産帰属明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、固定資産帰属明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から固定資産帰属明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、固定資産帰属明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・固定資産帰属明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として固定資産帰属明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において固定資産帰属明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する固定資産帰属明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、固定資産帰属明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・固定資産帰属明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

貸借対照表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2020年3月31日

(単位:百万円)

| 資産の部 | | | | | | | |
|------|----------------|------------------|--|--|--|----------------|------------------|
| I | 固定資産 | | | | | | |
| A | 電気通信事業固定資産 | | | | | | |
| (1) | 有形固定資産 | | | | | | |
| 1 | 機械設備 | 3,617,247 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>2,432,351</u> | | | | 1,184,896 | |
| 2 | 空中線設備 | 1,305,220 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>756,484</u> | | | | 548,735 | |
| 3 | 線路設備 | 127,893 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>97,393</u> | | | | 30,500 | |
| 4 | 土木設備 | 29,701 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>15,908</u> | | | | 13,793 | |
| 5 | 建物 | 675,393 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>413,921</u> | | | | 261,471 | |
| 6 | 構築物 | 227,696 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>163,098</u> | | | | 64,598 | |
| 7 | 機械及び装置 | 16,136 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>11,034</u> | | | | 5,102 | |
| 8 | 車両 | 2,143 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>1,856</u> | | | | 287 | |
| 9 | 工具、器具及び備品 | 402,980 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>317,383</u> | | | | 85,597 | |
| 10 | 土地 | | | | | | 196,402 |
| 11 | リース資産 | 3,042 | | | | | |
| | 減価償却累計額 | <u>785</u> | | | | 2,257 | |
| 12 | 有形固定資産合計 | | | | | <u>154,055</u> | |
| (2) | 無形固定資産 | | | | | | 2,547,698 |
| 1 | 施設利用権 | | | | | | 9,129 |
| 2 | ソフトウェア | | | | | | 533,396 |
| 3 | 特許 | | | | | | 0 |
| 4 | 借地権 | | | | | | 58,155 |
| 5 | リース資産 | | | | | | 130 |
| 6 | その他の無形固定資産 | | | | | | 39,036 |
| | 無形固定資産合計 | | | | | | <u>639,847</u> |
| | 電気通信事業固定資産合計 | | | | | | 3,187,546 |
| B | 投資その他の資産 | | | | | | |
| 1 | 投資有価証券 | | | | | | 275,616 |
| 2 | 関係会社株 | | | | | | 164,536 |
| 3 | その他の関係会社 | | | | | | 12,638 |
| 4 | 関係会社出資 | | | | | | 5,038 |
| 5 | 関係会社長期貸付 | | | | | | 14,666 |
| 6 | 長期前払費用 | | | | | | 61,828 |
| 7 | 長期未収入金 | | | | | | 213,468 |
| 8 | 繰延税金資産 | | | | | | 153,184 |
| 9 | その他の投資及びその他の資産 | | | | | | 119,023 |
| | 貸倒引当金(貸方) | | | | | | 932 |
| | 投資その他の資産合計 | | | | | | <u>1,019,068</u> |
| | 固定資産合計 | | | | | | 4,206,614 |
| II | 流動資産 | | | | | | |
| 1 | 現金及び預金 | | | | | | 19,980 |
| 2 | 売掛金 | | | | | | 533,067 |
| 3 | 未収金 | | | | | | 1,649,150 |
| 4 | 貯蔵品 | | | | | | 107,871 |
| 5 | 前払費用 | | | | | | 10,363 |
| 6 | 前払金 | | | | | | 45,015 |
| 7 | 預そ貸 | | | | | | 319,946 |
| 8 | の倒引当金の(貸方) | | | | | | 50,196 |
| | 流動資産合計 | | | | | | <u>36,998</u> |
| | 流動資産合計 | | | | | | <u>2,698,593</u> |
| | | | | | | | <u>6,905,208</u> |

| | | | | | | | | |
|-------------|------|---|---|---|----|----|-----------|------------------|
| 負債の部 | | | | | | | | |
| I | 固定負債 | | | | | | | |
| 1 | 社 | | | | | | 50,000 | |
| 2 | リ | 一 | ス | 債 | | | 1,785 | |
| 3 | 退 | 職 | 給 | 付 | 引 | 当 | 160,344 | |
| 4 | ポ | イ | ン | ト | プ | ロ | 149,569 | |
| 5 | 事 | 業 | 撤 | 退 | 損 | 去 | 1,358 | |
| 6 | 資 | の | 産 | 除 | 失 | 引 | 3,159 | |
| 7 | そ | の | 他 | の | 固 | 定 | 10,045 | |
| | 固 | 定 | 負 | 債 | 合 | 計 | | 376,263 |
| II 流動負債 | | | | | | | | |
| 1 | 買 | | | 掛 | | | 317,515 | |
| 2 | 短 | | | 借 | | 入 | 55,500 | |
| 3 | リ | 期 | | ス | | 債 | 636 | |
| 4 | 未 | | | 払 | | | 796,641 | |
| 5 | 未 | | | 払 | | 費 | 12,601 | |
| 6 | 未 | 払 | 法 | 人 | | 税 | 126,364 | |
| 7 | 前 | | | 受 | | | 59,593 | |
| 8 | 預 | | | り | | | 126,774 | |
| 9 | 事 | 業 | 撤 | 退 | 損 | 引 | 226 | |
| 10 | そ | の | 他 | の | 流 | 動 | 11,219 | |
| | 流 | 動 | 負 | 債 | 合 | 計 | | 1,507,072 |
| | 負 | 債 | 合 | 計 | | | | 1,883,335 |
| 純資産の部 | | | | | | | | |
| I | 株主資本 | | | | | | | |
| 1 | 資 | 本 | | 金 | | | 949,679 | |
| 2 | 資 | 本 | 余 | 金 | | | | |
| (a) | 資 | 本 | 余 | 金 | 備 | 金 | 292,385 | |
| | 資 | 本 | 余 | 金 | 合 | 計 | | 292,385 |
| 3 | 利 | 益 | 余 | 金 | | | | |
| (a) | 利 | 益 | 余 | 金 | 備 | 金 | 4,099 | |
| (b) | そ | の | 他 | 利 | 益 | 余 | | |
| | 別 | 途 | 積 | 立 | | 金 | 358,000 | |
| | 繰 | 越 | 利 | 益 | 余 | 金 | 3,687,902 | |
| | 利 | 益 | 余 | 金 | 合 | 計 | | 4,050,002 |
| 4 | 自 | 己 | 株 | 式 | (借 | 方) | 300,000 | |
| | 株 | 主 | 資 | 本 | 合 | 計 | | 4,992,066 |
| II 評価・換算差額等 | | | | | | | | |
| 1 | そ | の | 他 | 有 | 価 | 証 | 29,805 | |
| | 評 | 価 | ・ | 換 | 算 | 差 | | |
| | 純 | 資 | 産 | 合 | 計 | | | 29,805 |
| | 負 | 債 | ・ | 純 | 資 | 産 | | 5,021,872 |
| | 合 | 計 | | 合 | 計 | | | <u>6,905,208</u> |

損益計算書

事業者名 株式会社NTTドコモ

2019年4月 1日から
2020年3月31日まで

(単位:百万円)

| | | | |
|--------------|-----------|-----------|--|
| I 電気通信事業営業損益 | | | |
| (1) 営業収益 | | | |
| 1 音声伝送収入 | 1,020,891 | | |
| 2 データ伝送収入 | 2,183,808 | | |
| 3 その他収入 | 50,173 | 3,254,873 | |
| (2) 営業費用 | | | |
| 1 営業施設 | 960,059 | | |
| 2 共用施設 | 351,106 | | |
| 3 共通経費 | 44,742 | | |
| 4 管理経費 | 65,677 | | |
| 5 試験研究費 | 69,567 | | |
| 6 減価償却費 | 442,580 | | |
| 7 固定資産除却費 | 63,404 | | |
| 8 通信設備使用料 | 453,134 | | |
| 9 租税公課 | 53,259 | 2,503,531 | |
| 電気通信事業営業利益 | | 751,342 | |
| II 附帯事業営業損益 | | | |
| (1) 営業収益 | | 1,384,205 | |
| (2) 営業費用 | | 1,405,999 | |
| 附帯事業営業損失 | | 21,793 | |
| | | 729,548 | |
| III 営業外収益 | | | |
| 1 受取利息 | 663 | | |
| 2 受取証券利 | 0 | | |
| 3 受取配当 | 69,155 | | |
| 4 雑収入 | 11,573 | 81,392 | |
| | | 81,392 | |
| IV 営業外費用 | | | |
| 1 支払利息 | 140 | | |
| 2 社債利差 | 365 | | |
| 3 投資替 | 1,668 | | |
| 4 投資事業組合運用 | 1,590 | | |
| 5 雑支出 | 1,344 | 5,109 | |
| 経常利益 | | 805,832 | |
| V 特別利益 | | | |
| 1 関係会社株式売却益 | 151,513 | 151,513 | |
| VI 特別損失 | | | |
| 1 投資有価証券評価損 | 56,202 | | |
| 2 関係会社株式評価損 | 22,034 | 78,236 | |
| 税引前当期純利益 | | 879,109 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 257,400 | |
| 法人税、住民税等調整額 | | 20,026 | |
| 当期純利益 | | 601,682 | |

個別注記表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2019年4月1日から

2020年3月31日まで

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)によっています。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は債券については先入先出法、その他については移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(7年以内)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

(3) ポイントプログラム引当金

将来の「d ポイントサービス」及び「ドコモポイントサービス」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(4) 事業撤退損失引当金

携帯端末向けマルチメディア放送事業の撤退に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「雑支出」に含めて表示していた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

前事業年度において、独立掲記していた「物件貸付料」及び「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「雑収入」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりです。

| | |
|--------|-------------|
| 長期金銭債権 | 14,666 百万円 |
| 短期金銭債権 | 43,197 百万円 |
| 短期金銭債務 | 197,980 百万円 |

3. 当社は資金調達的手段として、債権流動化による未収入金の現金化を行っています。そのうち、当事業年度において、金融資産の消滅の認識要件を満たさない未収入金の金額は55,555 百万円であり、対応して認識した債権流動化に伴う負債（短期借入金）の金額は55,500 百万円です。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高は次のとおりです。

| | |
|------------|-------------|
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 31,334 百万円 |
| 営業費用 | 577,396 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 63,436 百万円 |

2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものは次のとおりです。

| | |
|-------|------------|
| 受取配当金 | 56,302 百万円 |
|-------|------------|

3. 特別利益

| | |
|-----------|-------------|
| 関係会社株式売却益 | 151,513 百万円 |
|-----------|-------------|

当社が保有していた三井住友カード株式会社等の株式の売却による売却益です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の加算、投資有価証券評価損の否認、ポイントプログラム引当金の加算、関係会社株式評価損の否認、減価償却限度超過額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は73,448百万円です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性に配慮し有利な運用に努め、原則として元本保証・確定利回りの金融商品で行い、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしています。

資金調達については、安定的かつ低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしており、銀行等金融機関からの借入、債権流動化及び債券の発行による方針です。

投資有価証券並びに関係会社株式である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。これらは、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券の管理に関する内規に従い、定期的に時価評価しています。

金銭債権である売掛金及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び預け金は、投資先の信用リスクに晒されていますが、資金運用に関する内規に従い、取引を行っています。

有利子負債である社債及び借入金は、設備資金、投融資資金等に係る資金調達です。

金銭債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

関係会社長期貸付金及び関係会社預り金は、当社グループ会社全体の効率的資金管理を実施するキャッシュ・マネジメント・システム等によるものです。

また、有利子負債、金銭債務及び関係会社預り金は、流動性リスクに晒されていますが、資金管理に関する内規に従い、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに限り、売買益等を目的とした投機的な取引は行っていません。

当社の社債は主に固定金利となっていますが、ALM(資産・負債の総合管理)上、特定の社債の時価の変動をヘッジするため、固定金利受取・変動金利支払の金利スワップ取引を行うことがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれていません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|-----------|-----------|-------|
| (1) 投資有価証券 | 258,506 | 258,506 | - |
| (2) 関係会社株式 | 3,165 | 6,624 | 3,459 |
| (3) 関係会社長期貸付金(*1) | 31,261 | 31,261 | - |
| (4) 現金及び預金 | 19,980 | 19,980 | - |
| (5) 売掛金 | 533,067 | | |
| (6) 未収入金(*2) | 1,862,619 | | |
| 貸倒引当金(*3) | △37,805 | | |
| | 2,357,881 | 2,357,881 | - |
| (7) 預け金 | 319,946 | 319,946 | - |
| (8) 社債(*4) | (50,000) | (50,956) | (956) |
| (9) 買掛金(*4) | (317,515) | (317,515) | - |
| (10) 短期借入金(*4) | (55,500) | (55,500) | - |
| (11) 未払金(*4) | (796,641) | (796,641) | - |
| (12) 未払法人税等(*4) | (126,364) | (126,364) | - |
| (13) 関係会社預り金(*4) | (122,678) | (122,678) | - |

(*1) 関係会社短期貸付金を含めています。

(*2) 長期未収入金を含めています。

(*3) 売掛金及び未収入金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(*4) 負債に計上されるものについては、()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券及び(2) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

- ① その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 種類 | 取得原価又は 償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 |
|----------------------|--------|----------------|--------------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式及び債券 | 140,766 | 159,227 | 18,460 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 115,911 | 99,279 | △16,632 |

- ② その他有価証券の当事業年度の売却額は 2,450 百万円であり、売却益は 580 百万円です。

(3) 関係会社長期貸付金

これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 現金及び預金、(5) 売掛金及び(7) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 未収入金

これらは2年以内の期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(8) 社債

これらは当社が同等な社債を新たに借入れる場合の利率を使用した将来の割引キャッシュ・フローに基づき見積っています。

(9) 買掛金、(10) 短期借入金、(11) 未払金、(12) 未払法人税等及び(13) 関係会社預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 当事業年度において、当社の出資先である上場株式の PLDT Inc. について 26,136 百万円の減損処理を実施しています。

(注3) 非上場株式等(貸借対照表計上額 196,157 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(1) 投資有価証券及び(2) 関係会社株式には含めていません。

(注4) 当事業年度において、当社の出資先である Magic Leap, Inc. 及び子会社である DOCOMO Digital Limited を含む非上場株式について 52,100 百万円の減損処理を実施しています。

持分法損益等に関する注記

| | |
|--------------------|-------------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 120,590 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 140,976 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 3,634 百万円 |

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定に基づき、国際会計基準に準拠したものです。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|---------------|------|---------------|
| 親会社の子会社 | NTTファイナ ンス株式会社 | 所有 直接 2.92% | 業務委託 | 金銭の消費 寄託(注1) | 392,188 | 預け金 | 319,946 |
| | | | | 債権の譲渡 (注2) | 4,866,579 | 未収入金 | 322,923 |

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注1) 金銭の消費寄託に係る運用利率については、NTTファイナンス株式会社が市場金利を勘案した利率をもとに決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

(注2) 債権の譲渡については、市場価格を勘案して決定しています。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却について)

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、自己株式の消却を実施しています。

(1) 自己株式の消却を行った理由

将来の株式の希薄化懸念を払拭するため

(2) 消却の方法

利益剰余金から減額

(3) 消却する株式の種類

当社普通株式

(4) 消却する株式の総数

106,601,688株(消却前の発行済株式総数に対する割合3.1%)

(5) 消却額

299,999百万円

(6) 消却日

2020年4月2日

(7) 消却後の発行済株式総数

3,228,629,406株

役務別固定資産帰属明細表

事業者名 株式会社NTTドコモ

事業年度 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位 百万円)

| 役務の種類 | 移動電気通信役務 | | | | | | 移動電気通信役務以外 の電気通信役務 | 合計 | | |
|--------------|----------|---------|--------|---------|-----------|--------|-----------------------|-----------|-------|-----------|
| | 音声伝送役務 | | | データ伝送役務 | | | | | | |
| | 携帯電話 | その他 | 小計 | 携帯電話 | その他 | 小計 | | | | |
| 電気通信事業固定資産 | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | | | | | | |
| 機械設備 | 取得価額 | 245,844 | 13,159 | 259,003 | 3,348,657 | 7,556 | 3,356,213 | 3,615,216 | 2,030 | 3,617,247 |
| | 減価償却累計額 | 166,970 | 12,441 | 179,412 | 2,250,048 | 1,981 | 2,252,029 | 2,431,441 | 909 | 2,432,351 |
| | 帳簿価額 | 78,873 | 717 | 79,590 | 1,098,609 | 5,575 | 1,104,184 | 1,183,775 | 1,120 | 1,184,896 |
| 空中線設備 | 取得価額 | 39,813 | 1,551 | 41,365 | 1,263,854 | - | 1,263,854 | 1,305,220 | - | 1,305,220 |
| | 減価償却累計額 | 20,451 | 844 | 21,295 | 735,189 | - | 735,189 | 756,484 | - | 756,484 |
| | 帳簿価額 | 19,362 | 707 | 20,070 | 528,665 | - | 528,665 | 548,735 | - | 548,735 |
| 線路設備 | 取得価額 | 3,238 | 2 | 3,241 | 124,652 | - | 124,652 | 127,893 | - | 127,893 |
| | 減価償却累計額 | 2,467 | 2 | 2,469 | 94,923 | - | 94,923 | 97,393 | - | 97,393 |
| | 帳簿価額 | 771 | 0 | 772 | 29,728 | - | 29,728 | 30,500 | - | 30,500 |
| 土木設備 | 取得価額 | 752 | 0 | 753 | 28,948 | - | 28,948 | 29,701 | - | 29,701 |
| | 減価償却累計額 | 402 | 0 | 403 | 15,505 | - | 15,505 | 15,908 | - | 15,908 |
| | 帳簿価額 | 349 | 0 | 349 | 13,443 | - | 13,443 | 13,793 | - | 13,793 |
| 建物 | 取得価額 | 46,231 | 1,032 | 47,264 | 627,144 | 448 | 627,592 | 674,856 | 424 | 675,281 |
| | 減価償却累計額 | 29,321 | 690 | 30,012 | 383,217 | 327 | 383,545 | 413,557 | 310 | 413,868 |
| | 帳簿価額 | 16,909 | 342 | 17,252 | 243,926 | 120 | 244,046 | 261,299 | 113 | 261,413 |
| 構築物 | 取得価額 | 16,449 | 318 | 16,767 | 210,741 | 143 | 210,885 | 227,653 | 34 | 227,688 |
| | 減価償却累計額 | 11,782 | 228 | 12,010 | 150,955 | 102 | 151,058 | 163,069 | 24 | 163,093 |
| | 帳簿価額 | 4,666 | 90 | 4,756 | 59,786 | 40 | 59,827 | 64,584 | 9 | 64,594 |
| 機械及び装置 | 取得価額 | 2,453 | 54 | 2,507 | 11,835 | 11 | 11,847 | 14,354 | 9 | 14,363 |
| | 減価償却累計額 | 1,823 | 40 | 1,863 | 8,796 | 8 | 8,804 | 10,668 | 7 | 10,675 |
| | 帳簿価額 | 629 | 13 | 643 | 3,039 | 2 | 3,042 | 3,686 | 2 | 3,688 |
| 車両 | 取得価額 | 127 | 1 | 129 | 2,012 | 1 | 2,013 | 2,143 | 0 | 2,143 |
| | 減価償却累計額 | 110 | 1 | 112 | 1,742 | 1 | 1,743 | 1,856 | 0 | 1,856 |
| | 帳簿価額 | 17 | 0 | 17 | 269 | 0 | 269 | 287 | 0 | 287 |
| 工具、器具及び備品 | 取得価額 | 135,772 | 3,821 | 139,593 | 254,111 | 1,340 | 255,452 | 395,045 | 435 | 395,481 |
| | 減価償却累計額 | 107,063 | 3,013 | 110,076 | 200,379 | 1,057 | 201,436 | 311,513 | 343 | 311,856 |
| | 帳簿価額 | 28,709 | 807 | 29,517 | 53,732 | 283 | 54,015 | 83,532 | 92 | 83,624 |
| 土地 | 取得価額 | 11,927 | 468 | 12,395 | 183,727 | 223 | 183,950 | 196,345 | 57 | 196,402 |
| | 減価償却累計額 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 帳簿価額 | 11,927 | 468 | 12,395 | 183,727 | 223 | 183,950 | 196,345 | 57 | 196,402 |
| リース資産 | 取得価額 | 206 | 464 | 670 | 2,363 | 7 | 2,370 | 3,041 | 1 | 3,042 |
| | 減価償却累計額 | 53 | 119 | 173 | 610 | 1 | 612 | 785 | 0 | 785 |
| | 帳簿価額 | 152 | 344 | 497 | 1,753 | 5 | 1,758 | 2,256 | 0 | 2,257 |
| 建設仮勘定 | 取得価額 | 9,533 | 9,477 | 19,010 | 132,887 | 945 | 133,833 | 152,844 | 890 | 153,734 |
| | 減価償却累計額 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 帳簿価額 | 9,533 | 9,477 | 19,010 | 132,887 | 945 | 133,833 | 152,844 | 890 | 153,734 |
| 有形固定資産合計 | 取得価額 | 512,349 | 30,352 | 542,701 | 6,190,937 | 10,678 | 6,201,615 | 6,744,317 | 3,883 | 6,748,201 |
| | 減価償却累計額 | 340,446 | 17,381 | 357,828 | 3,841,368 | 3,480 | 3,844,849 | 4,202,677 | 1,596 | 4,204,274 |
| | 帳簿価額 | 171,902 | 12,970 | 184,873 | 2,349,568 | 7,197 | 2,356,766 | 2,541,640 | 2,287 | 2,543,927 |
| 無形固定資産合計 | 帳簿価額 | 151,214 | 663 | 151,878 | 478,358 | 171 | 478,530 | 630,408 | 638 | 631,047 |
| 電気通信事業固定資産合計 | | 323,117 | 13,634 | 336,751 | 2,827,927 | 7,369 | 2,835,296 | 3,172,048 | 2,926 | 3,174,974 |

注記事項

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。
なお、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年 総務省令第30号)第12条により、改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づいて役務別固定資産帰属明細表を作成しています。
本役務別固定資産帰属明細表は、総務大臣に提出するために作成しています。

2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準

電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する移動電気通信役務固定資産配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第7条において準用する電気通信事業会計規則第11条に基づく別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しています。

3. 附帯事業固定資産

上記固定資産額には附帯事業に係る12,571百万円は含んでいません。

移動電気通信役務収支表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2019年4月 1日から
2020年3月31日まで

(単位 百万円)

| 役 務 の 種 類 | 営業収益 | 営業費用 | | | | | | | | | | | 営業利益 | 摘 要 | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|--|
| | | 営業費 | 施設 保全費 | 共通費 | 管理費 | 試験 研究費 | 減価 償却費 | 固定資産 除却費 | 通信設備 使用料 | 租税公課 | | | | | |
| 移動電気通信役務 | 音声伝送役務 | 携 帯 電 話 | 998,471 | 698,715 | 346,630 | 45,462 | 14,802 | 18,369 | 23,355 | 90,622 | 31,775 | 118,498 | 9,199 | 299,756 | |
| | | そ の 他 | 4,352 | 2,956 | 604 | 1,177 | 65 | 72 | 256 | 297 | 13 | 406 | 62 | 1,396 | |
| | | 小 計 | 1,002,824 | 701,672 | 347,234 | 46,639 | 14,867 | 18,442 | 23,612 | 90,919 | 31,789 | 118,904 | 9,262 | 301,152 | |
| | データ伝送役務 | 携 帯 電 話 | 1,881,723 | 1,481,816 | 538,638 | 303,239 | 28,971 | 38,194 | 45,521 | 349,914 | 31,242 | 104,529 | 41,565 | 399,906 | |
| | | そ の 他 | 5,940 | 2,953 | 341 | 1,158 | 38 | 72 | 143 | 768 | 28 | 264 | 137 | 2,986 | |
| | | 小 計 | 1,887,664 | 1,484,770 | 538,979 | 304,397 | 29,010 | 38,267 | 45,665 | 350,683 | 31,271 | 104,793 | 41,703 | 402,893 | |
| 小 計 | 2,890,488 | 2,186,443 | 886,214 | 351,036 | 43,878 | 56,710 | 69,277 | 441,602 | 63,060 | 223,697 | 50,965 | 704,045 | | | |
| 移動電気通信役務以外の 電気通信役務 | 364,384 | 317,087 | 73,845 | 69 | 863 | 8,966 | 290 | 978 | 343 | 229,436 | 2,293 | 47,296 | | | |
| 合 計 | 3,254,873 | 2,503,531 | 960,059 | 351,106 | 44,742 | 65,677 | 69,567 | 442,580 | 63,404 | 453,134 | 53,259 | 751,342 | | | |

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。
なお、本移動電気通信役務収支表は、総務大臣に提出するために作成しています。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する接続会計報告書第四部参考情報における移動電気通信役務損益配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条において準用する電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しています。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、役員別固定資産帰属明細表を作成する際に準拠した固定資産の配賦基準及び手順並びに移動電気通信役員収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成している。

(2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

(事業法に基づく公表情報)

http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/fact_sheet/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当なし。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

特に重要な費用の配賦基準については、接続会計規則別表第二に記載されている配賦基準に基づき、以下に適用の状況を記載する。

(1) 営業費

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 営業・販売 料金 | 電気通信収入額比又は事業別販売数比 電気通信収入額比 |
|-------------|-------------------------------|

(2) 施設保全費

| | |
|--------|------------|
| NW保守運営 | ネットワーク資産額比 |
| 端末保守 | 事業別故障受付件数比 |
| NW構築 | ネットワーク資産額比 |

(3) 共通費

| | |
|--------|----------------------|
| 情報システム | ネットワーク資産額比又は電気通信収入額比 |
| 調達・物流 | 事業別発注回数比又は事業別入出庫回数比 |
| 共通 | 営業費・施設保全費比率 |

(4) 管理費

営業費・施設保全費・共通費（除情報システム）比率

(5) 試験研究費

電気通信収入額比又はネットワーク資産額比

(6) 減価償却費

固定資産の配賦基準により細分別に算定

(7) 固定資産除却費

| | |
|------|--------------------|
| 除却損 | 固定資産の配賦基準により細分別に算定 |
| 撤去費用 | 除却損支出額比 |

(8) 通信設備使用料

無線基地局回線容量比又は営業収入額比

(9) 租税公課

固定資産税
事業所税等

固定資産正味価額比
原価部門毎に対応した配賦方法

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、加入者が直接アクセス可能な有力な手段である移動端末設備と相対的に多数接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、この伝送路設備及びこれを用いて提供する移動体通信役務の提供のために設置する電気通信設備について総務大臣が指定するものであって、総務省令（電気通信事業法施行規則（昭和60年4月1日郵政省令第25号））で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（令和元年9月27日総務省告示第181号））で指定された次の電気通信設備。

●交換設備

- ・第二種指定端末系交換設備
- ・第二種指定中継系交換設備

●伝送路設備

- ・第二種指定端末系無線基地局
- ・第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換局との間に設置される伝送路設備
- ・第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換局との間に設置される伝送路設備
- ・第二種指定中継系交換設備相互間に設置される伝送路設備

●信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

●携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

●他の電気通信事業者の電気通信設備と第二種指定中継系交換設備との間に設置される伝送路設備

第二種指定端末系交換設備

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの。

第二種指定中継系交換設備

第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの。

第二種指定端末系無線基地局

特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備。

第二種指定端末系交換局

第二種指定端末系交換設備が設置されている建物。

特定移動端末設備

携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備。

携帯無線通信

電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信。